

2021年条約勧告適用専門家委員会 IL0第87号条約オブザベーション（抄）

(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)

結社の自由及び団結権の保護に関する条約

1948 年（第87号）

日本（批准：1965年）

委員会は再度、かかる協議の継続が、消防職員が自らの職業上の利益を保護するために自ら選択して組織を結成し、及び参加する権利の確保に向けてのさらなる進展に資するものになるという強い期待を表明する。委員会は、政府に対して、この点に関する進展についての詳細な情報を提供するよう要請する。

委員会は、政府に対して、社会的パートナー及び関係する利害関係者と協議の上、司法警察職員としての特定の職務に就いていない刑務官が、自らの職業上の利益を保護するために自ら選択して組織を結成し、及び参加できるようにするために必要な措置を講じること、並びに、この点に関して執られた措置に関する詳細な情報を提供するよう改めて強く求めるものである。

委員会は、報告書では本件に関する追加的情報が提供されていないことに留意し、政府に対し、国家の名の下に権限を行使するのではない公務員が、特に争議行為を行う権利といった労働基本権を完全に享受することを保障するために講じられ、又は計画された具体的な措置を説明するよう再度促す。さらに、委員会は、見解の相違が継続していることに鑑み、政府に対し、関係する社会的パートナーが信頼を置いており、あらゆる段階において参加が可能であり、また、そこで一度下された裁定は完全かつ迅速に実施される、効果的で公平かつ迅速なあっせん・仲裁手続を確保することを目指した、現行制度の見直しに関する関係する社会的パートナーとの協議を再開することを促す。委員会は、本件に対して取られた施策について情報を提供するよう要請する。また、委員会は、政府に対し、人事院勧告制度の機能についての情報を引き続き提供するよう要請する。

委員会は、政府に対し、これらの改正の導入を通じて、地方公共団体の組合が長年有していた労働組合権が奪われないことを確保するために、自律的労使関係制度の検討を促進するよう促す。委員会は、政府に対し、この点に関して講じられ、又は計画された措置に関する詳細な情報を提供するよう要請する。

自律的労使関係制度に関する必要な措置を執ることに関し、意味のある進展がないことについてのコメントを含む、2018年総会委員会の議長集約を想起し、委員会は、政府に対して、関係する社会的パートナーと協議の上、上記の勧告を実施するための期限を定めた

行動計画を作り上げるために意味のある措置を執ること及びこれらに関するいかなる進展も報告することを、改めて強く奨励する。

[政府は、2023年に本コメントに全面的に回答するよう要請される。]

2015年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第88号条約オブザベーション（抄）
(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)
職業安定組織の構成に関する条約
1948年（第88号）
日本（批准：1953年）

委員会は、政府に対し、職業紹介サービスが行う活動の影響及び実効性に関する情報を提供するよう要請する。委員会はまた、政府に対し、公共職業安定所と民間職業紹介機関の間の相乗効果を確保する方法に関する、より詳細な情報を提供するよう要請する。さらに、委員会は、政府に対し、公共職業安定所の設置数、受理した求職申込数、通知された求人件数及び公共職業安定所による就職成立数に関する情報を引き続き提供するよう要請する。

委員会は、政府に対し、社会的パートナーが、労働政策審議会又はその他の三者組織においてこの条約の関連事項に関する勧告の策定のために果たした貢献に関する情報を引き続き提供するよう要請する。

2020 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 100 号条約オブザベーション（抄）
(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約

1951 年（第 100 号）

日本（批准：1967 年）

委員会は、政府に対し、条約にうたう同一価値の労働に対する男女の同一報酬の原則を完全に表現することを目的として、現行法を改正するために必要な措置をとることを改めて要請する。また、委員会は、使用者が潜在的な賃金差別を調査するための警告の手段としてこの情報を利用できることから、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づいて企業が収集することを求められる追加のデータとして、「男性の賃金に対する女性の賃金の比率」を加えることを検討するよう、政府に繰り返し要請する。男女同一賃金の原則の推進と適用に関連する労働基準監督機関の活動及び労働基準法第 4 条に規定する賃金差別に関する裁判の判決であって条約の原則が適用されたものについて、詳細な情報を提供するよう要請する。

2020年条約勧告適用専門家委員会 ILO第122号条約オブザベーション（抄）
(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)

雇用政策に関する条約

1964年（第122号）

日本（批准：1986年）

委員会は、政府に対し、世界的な COVID-19 パンデミックの影響と、条約の目的を確保することを目的としたプログラムと措置を実施する際に社会的パートナーと協議して講じた措置及びそれらのプログラムと措置の成果について、次回の報告書で最新の情報を提供するよう求める。

委員会は、政府に対して、日本再興戦略、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン、労働施策基本指針の下で実施される措置を含む、採用した雇用対策の影響に関する詳細な最新情報を提供するよう要請する。委員会は、また、政府に対して、年齢、性別、経済部門によって分類した雇用動向に関する統計など、最新の詳細情報を引き続き提供するよう要請する。委員会はまた、全体的な経済政策及び社会政策の枠組みの中で実施される雇用対策の決定及び見直しの手続について、詳細な最新情報を提供するよう政府に要請することを再確認する。

委員会は、政府に対して、COVID-19 の社会経済的影響に対処するために採用されたものを含む雇用対策及びプログラムの策定、実施及び見直しに関する三者構成の労働政策審議会の活動について、また、それらが他の経済政策及び社会政策とどのように調整されているかについての情報を、引き続き提供するよう要請する。また、雇用対策及びプログラムの策定、実施及び見直しにおいて、どのように取られるべき措置の影響を受ける者の代表者と協議し、その意見を考慮されたかについて、具体例を含む詳細な最新情報を提供するよう政府に要請する。

2017年条約勧告適用専門家委員会 ILO第159号条約オブザベーション（抄）

（厚生労働省大臣官房国際課仮訳）

障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約

1983年（第159号）

日本（批准：1992年）

委員会は、政府に対し、不遵守に対して課された制裁の件数と金額を含め、雇用率要件の対象となる全ての企業において障害者の法定雇用率を達成するために講じている措置の性質と効果に関する情報を引き続き提供するよう要請する。委員会はまた、政府に対し、2016年の障害者差別解消法の施行を含む、開かれた労働市場における障害者の雇用機会を高めるという観点から実施された措置の効果に関する情報の提出を継続するよう要請する。政府にはさらに、可能な限り性別、年齢及び障害の種類別に分けて集計した最新の統計並びに条約が対象とする事項に関する報告、研究及び調査の抜粋を提供することが求められる。

委員会は、政府に対し、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する政策策定、実施及び評価において、社会的パートナー並びに障害者団体の代表者の見解及び懸念が組織的に考慮された事例を引き続き提供するよう、要請する。

委員会は、政府に対し、雇用関係の確立や開かれた労働市場への参加が困難な重度障害者の就労及び所得創出の機会を増やすために講じられた、又は計画された措置に関する詳細な最新情報を引き続き提供するよう要請する。委員会はまた、就労継続支援事業に基づくB型事業からA型事業への移行者数及び一般就労への移行者数、並びに障害者の福祉から開かれた労働市場での雇用への移行を支援するために公共職業安定所が実施している措置の効果に関する最新情報の提供を歓迎する。

委員会は、政府に対し、作業施設における障害者の待遇が条約の原則、特に機会及び待遇の均等の原則（第4条）に合致することを確保するために講じられる措置の特性と効果に関する情報を引き続き提供するよう要請する。

委員会は、政府に対し、B型事業に参加している障害者の賃金に関するものを含め、労働条件の平等を確保するために講じられた又は計画された措置に関する情報を引き続き提供するよう、要請する。

委員会は、政府に対し、この点について引き続き積極的な措置を講じるとともに、障害者に当該事業に関与するよう促し、最終的に労働市場に参加できるようにするために講じ

ている措置の効果に関する情報を引き続き提供するよう要請する。

委員会は、政府に対し、ダブルカウント方式に対して実施した又は予定している修正を含め、雇用率制度の下で雇用されている障害者及び重度障害者に関する情報を引き続き提供するよう要請する。

委員会は、政府に対し、障害者雇用促進法に関して実施した評価に関する情報を含め、職場における合理的配慮の提供に関する措置の実施及び結果に関する情報の提供を継続するよう要請する。